

# 港湾運送事業法適用対象港について

## 指定港とは

- ・港湾運送事業法第2条第4項に基づき、港湾運送事業法が適用される港湾。
- ・港湾運送事業法施行令別表第1において、現在94港が指定されている。

1. 港湾運送事業法は、戦後、港の荷役が混乱していたことを踏まえ、これを安定化させるとともに当該港における事業者の育成を図るため制定されたものであり、免許制、需給調整規制など新規参入を制限するものでもある。
2. このため、港湾運送事業法の適用対象港となる指定港の選択に当たっては、現に当該の港が混乱しているかどうか等の基準を慎重に判断した上で個別に対象港を政令で指定してきたところである。
3. 従って、指定港の追加にあたっては、単に荷役量の多寡ということのみをみるのではなく、事業者の乱立や料金ダンピングの有無等、免許制等の規制措置を講じてまで荷役の安定化を図る必要性があるか否かという点を、その判断材料としている。

# 港湾運送事業法施行令第2条に係る指定港湾一覧

資料3 - 2

都道府県	港湾
北海道	稚内
北海道	留萌
北海道	小樽
北海道	函館
北海道	室蘭
北海道	苫小牧
北海道	釧路
青森	青森
青森	大湊
青森	八戸
岩手	久慈
岩手	宮古
岩手	釜石
岩手	大船渡
宮城	石巻
宮城	塩釜
福島	小名浜
秋田	秋田船川
山形	酒田
新潟	新潟

新潟	両津
新潟	直江津
茨城	日立
茨城	鹿島
千葉	木更津
千葉	千葉
東京	京浜
神奈川	
神奈川	横須賀
静岡	田子の浦
静岡	清水
愛知	三河
愛知	衣浦
愛知	名古屋
三重	四日市
富山	伏木富山
石川	七尾
石川	金沢
福井	敦賀
京都	舞鶴

京都	宮津
和歌山	和歌山下津
大阪	阪南
大阪	大阪
兵庫	尼崎西宮芦屋
兵庫	神戸
兵庫	東播磨
兵庫	姫路
徳島	徳島小松島
香川	高松
香川	坂出
愛媛	新居浜
愛媛	今治
愛媛	松山
愛媛	郡中
高知	高知
岡山	岡山
岡山	宇野
岡山	水島

岡山	笠岡
広島	福山
広島	尾道糸崎
広島	呉
広島	広島
鳥取	境
山口	岩国
山口	徳山下松
山口	三田尻中関
山口	宇部
山口	小野田
山口	関門
福岡	
福岡	苅田
福岡	博多
福岡	大牟田
福岡	三池
佐賀	唐津
佐賀	伊万里
長崎	

長崎	臼浦
長崎	相浦
長崎	佐世保
長崎	長崎
熊本	三角
熊本	八代
熊本	水俣
大分	大分
大分	津久見
大分	佐伯
宮崎	細島
宮崎	油津
鹿児島	鹿児島
鹿児島	名瀬
沖縄	運天
沖縄	那覇
沖縄	平良
沖縄	石垣

# 指定港データ

資料3 - 3

指定港名	地方運輸局	港湾法			関税法 開港 <sup>4</sup>	港則法 適用港 <sup>5</sup>	船舶積卸量 <sup>6</sup> (H13:千ト)		外貿取扱量 <sup>7</sup> (H13:千ト)		コンテナ取扱量 <sup>8</sup> (H14:千TEU)		港湾運送事業者数 <sup>9</sup>			備考
		特重 <sup>1</sup>	重要 <sup>2</sup>	地方 <sup>3</sup>			一般	港湾荷	計							
京浜	関東						218,402	18.72%	164,980	16.09%	5,038	39.72%	126	128	254	特定港
名古屋	中部						111,642	9.57%	102,799	10.03%	1,790	14.11%	31	41	72	特定港
大阪	近畿						65,050	5.57%	60,466	5.90%	1,497	11.80%	78	102	180	特定港
神戸	神戸						72,729	6.23%	37,819	3.69%	1,748	13.78%	63	71	134	特定港
関門	九州						41,213	3.53%	31,039	3.03%	404	3.19%	16	44	60	特定港
千葉	関東						50,286	4.31%	93,009	9.07%	50	0.40%	33	48	81	特定港
清水	中部						16,799	1.44%	10,204	1.00%	344	2.71%	6	7	13	特定港
四日市							12,655	1.08%	39,523	3.85%	118	0.93%	7	9	16	特定港
博多	九州						24,600	2.11%	11,979	1.17%	510	4.02%	9	18	27	特定港
主要9港計	-	-	-	-	-	-	613,377	52.6%	551,820	53.8%	11,499	90.7%	369	468	837	
苫小牧	北海道						34,804	2.98%	20,088	1.96%	165	1.30%	6	13	19	特重
室蘭							8,554	0.73%	11,204	1.09%	4	0.03%	6	10	16	特重
仙台塩釜	東北						9,370	0.80%	8,550	0.83%	71	0.56%	3	2	5	特重
新潟	北陸・信越						7,042	0.60%	14,438	1.41%	114	0.90%	6	10	16	特重
伏木富山							5,690	0.49%	6,589	0.64%	38	0.30%	4	10	14	特重
和歌山下津	近畿						12,727	1.09%	20,613	2.01%	9	0.07%	4	14	18	特重
姫路	神戸						8,563	0.73%	19,152	1.87%	2	0.02%	6	15	21	特重
広島	中国						10,218	0.88%	4,354	0.42%	109	0.86%	7	27	34	特重
水島							50,970	4.37%	51,712	5.04%	75	0.60%	8	18	26	特重
徳山下松							14,379	1.23%	17,840	1.74%	43	0.34%	7	19	26	特重
19港計	-	-	-	-	-	-	775,694	66.48%	726,359	70.84%	12,130	95.64%	426	606	1,032	

- 1 特定重要港湾 :重要港湾のうち外国貿易の増進上特に重要な港湾(港湾法)
- 2 重要港湾 :国の利害に重大な関係を有する港湾(港湾法)
- 3 地方港湾 :重要港湾以外の港湾(港湾法)
- 4 開港 :貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して定める港(関税法)
- 5 港則法適用港 :港則法施行令に定められている港湾(別表第一)
- 6 船舶積卸量 :港運要覧平成13年版より
- 7 外貿取扱量 :港湾統計年報平成13年版より
- 8 コンテナ取扱量 :港湾近代化促進協議会の集計による(外貿コンテナ取扱港)
- 9 港湾運送事業者数 :平成14年3月末現在の事業者数
- 10 取扱貨物量 :港湾統計年報平成13年版より

指定港名	地方運輸局	港湾法			関税法 開港 <sup>4</sup>	港則法 適用港 <sup>5</sup>	船舶積卸量 <sup>6</sup> (H13:千トン)		外貿取扱量 <sup>7</sup> (H13:千トン)		コンテナ取扱量 <sup>8</sup> (H14:千TEU)		港湾運送事業者数 <sup>9</sup>			備考	
		特重 <sup>1</sup>	重要 <sup>2</sup>	地方 <sup>3</sup>								一般	港湾荷	計			
那覇	沖縄						10,396	0.89%	1,169	0.11%	77	0.61%	7	0	7	コンテナ取扱港	
岩国	中国						3,428	0.29%	3,486	0.34%	45	0.35%	3	10	13	コンテナ取扱港	
福山								35,681	3.06%	34,333	3.35%	43	0.34%	5	15	20	コンテナ取扱港
秋田船川	東北						3,365	0.29%	2,864	0.28%	37	0.29%	2	3	5	コンテナ取扱港	
八戸								9,293	0.80%	7,268	0.71%	27	0.22%	2	2	4	コンテナ取扱港
松山	四国						2,493	0.21%	1,109	0.11%	26	0.21%	2	13	15	コンテナ取扱港	
大分	九州						32,497	2.78%	34,376	3.35%	25	0.20%	4	11	15	コンテナ取扱港	
伊万里								798	0.07%	663	0.06%	24	0.19%	1	2	3	コンテナ取扱港
敦賀	中部						4,742	0.41%	2,863	0.28%	24	0.19%	2	4	6	コンテナ取扱港	
直江津	北陸・信越						1,245	0.11%	801	0.08%	22	0.17%	3	6	9	コンテナ取扱港	
細島	九州						3,235	0.28%	2,129	0.21%	20	0.16%	4	4	8	コンテナ取扱港	
金沢	北陸・信越						1,399	0.12%	482	0.05%	19	0.15%	1	2	3	コンテナ取扱港	
境	中国						2,091	0.18%	1,910	0.19%	19	0.15%	3	1	4	コンテナ取扱港	
高松	四国						2,052	0.18%	269	0.03%	19	0.15%	3	12	15	コンテナ取扱港	
徳島小松島								1,993	0.17%	1,720	0.17%	14	0.11%	3	10	13	コンテナ取扱港
今治								911	0.08%	211	0.02%	14	0.11%	2	6	8	コンテナ取扱港
小名浜	東北						6,010	0.52%	4,720	0.46%	13	0.10%	3	3	6	コンテナ取扱港	
三河	中部						16,823	1.44%	11,504	1.12%	14	0.11%	12	20	32	コンテナ取扱港	
八代	九州						2,108	0.18%	1,594	0.16%	12	0.10%	2	6	8	コンテナ取扱港	
長崎								770	0.07%	500	0.05%	10	0.08%	3	8	11	コンテナ取扱港
酒田	東北						2,246	0.19%	2,044	0.20%	8	0.06%	2	0	2	コンテナ取扱港	
舞鶴	近畿						1,153	0.10%	601	0.06%	8	0.06%	2	3	5	コンテナ取扱港	
三田尻中関	中国						2,931	0.25%	2,399	0.23%	7	0.05%	4	8	12	コンテナ取扱港	
日立	関東						3,162	0.27%	1,092	0.11%	6	0.05%	1	4	5	コンテナ取扱港	
高知	四国						1,077	0.09%	294	0.03%	6	0.05%	2	13	15	コンテナ取扱港	
宇部	九州						13,234	1.13%	12,437	1.21%	5	0.04%	2	8	10	コンテナ取扱港	
油津								576	0.05%	693	0.07%	3	0.02%	2	0	2	コンテナ取扱港
釧路	北海道						20,118	1.72%	4,511	0.44%	3	0.02%	3	8	11	コンテナ取扱港	
小樽								779	0.07%	537	0.05%	1	0.01%	4	12	16	コンテナ取扱港
鹿島	関東						31,799	2.73%	37,311	3.64%	1	0.01%	12	10	22	コンテナ取扱港	
呉	中国						15,797	1.35%	8,250	0.80%	0	0.00%	5	12	17	コンテナ取扱港	
50港計	-	-	-	-	-	-	1,009,896	86.55%	910,497	88.80%	12,683	100%	532	822	1,354		

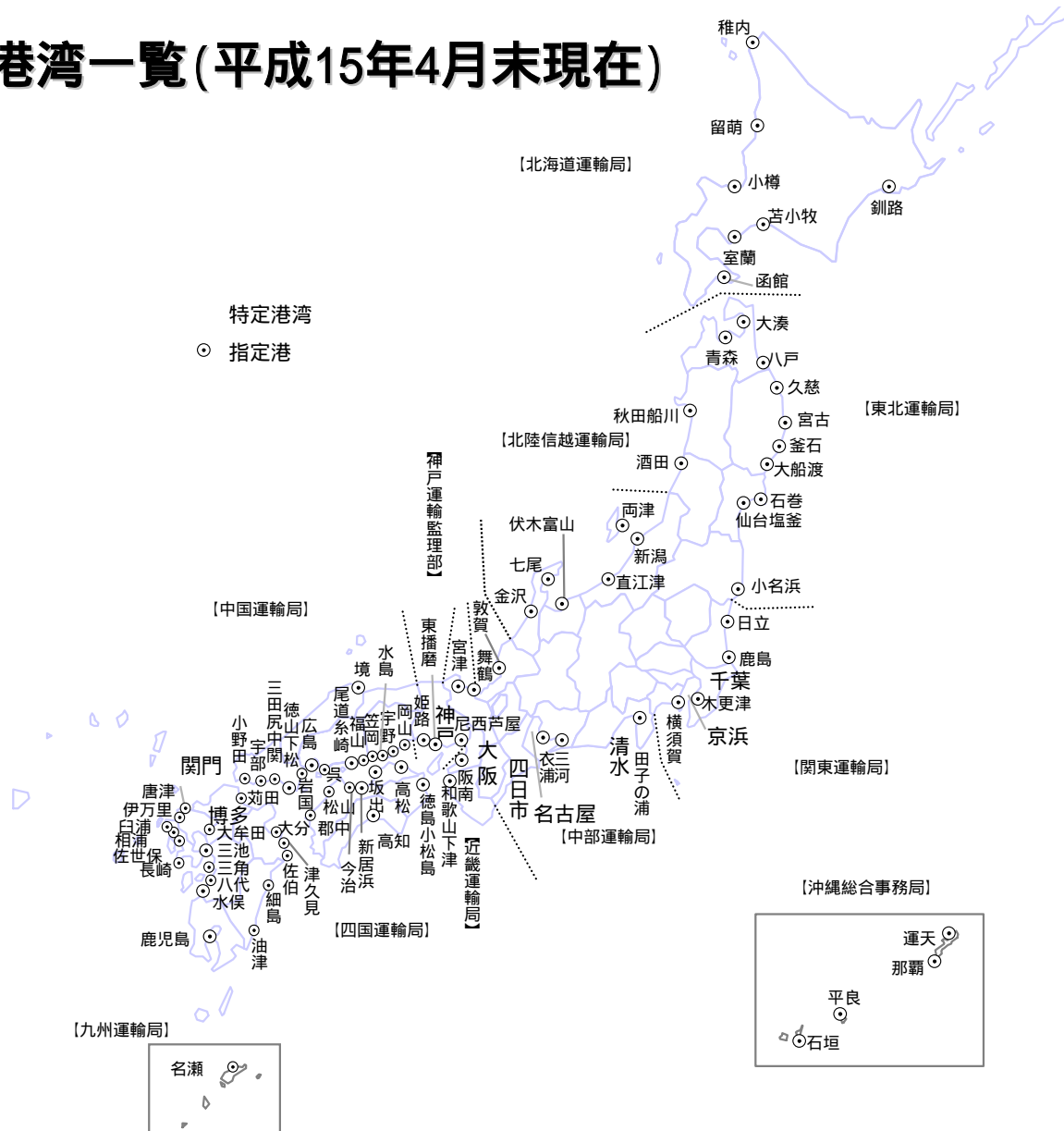
指定港名	地方運輸局	港 湾 法			関税法 開港 4	港則法 適用港 5	船船積卸量 6 (H13:千ト)		外貿取扱量 7 (H13:千ト)		コンテナ取扱量 8 (H14:千TEU)		港湾運送事業者数 9			備考
		特重 1	重要 2	地方 3			一般	港湾荷	計							
稚内	北海道					44	0.00%	72	0.01%	0		2	2	4		
留萌						374	0.03%	421	0.04%	0		2	3	5		
函館						276	0.02%	672	0.07%	0		2	10	12		
青森	東北					759	0.07%	836	0.08%	0		3	6	9		
久慈						243	0.02%	78	0.01%	0		0	1	1		
宮古						527	0.05%	428	0.04%	0		3	0	3		
釜石						1,326	0.11%	455	0.04%	0		2	2	4		
大船渡						1,413	0.12%	652	0.06%	0		3	2	5		
石巻						3,885	0.33%	3,327	0.32%	0		3	2	5		
両津	北陸・信越					3	0.00%	0	0.00%	0		1	3	4		
七尾						2,821	0.24%	3,159	0.31%	0		1	2	3		
木更津	関東					34,513	2.96%	37,221	3.63%	0		5	25	30		
横須賀						7,097	0.61%	2,263	0.22%	0		2	10	12		
田子の浦	中部					2,542	0.22%	1,770	0.17%	0		1	2	3		
衣浦						20,004	1.71%	10,530	1.03%	0		9	7	16		
阪南	近畿					635	0.05%	307	0.03%	0		4	11	15		
尼崎西宮芦屋	神戸					1,853	0.16%	1,046	0.10%	0		4	18	22		
東播磨						28,169	2.41%	20,949	2.04%	0		3	17	20		
岡山	中国					325	0.03%	0	0.00%	0		2	5	7		
宇野						494	0.04%	1,018	0.10%	0		2	7	9		
尾道糸崎						1,048	0.09%	866	0.08%	0		3	16	19		
坂出						10,865	0.93%	11,670	1.14%	0		3	10	13		
新居浜	四国					4,696	0.40%	2,307	0.23%	0		3	13	16		
小野田						1,312	0.11%	0	0.00%	0		0	4	4		
苅田	九州					13,262	1.14%	5,501	0.54%	0		3	6	9		
三池						697	0.06%	1,217	0.12%	0		1	6	7		
唐津						61	0.01%	284	0.03%	0		1	4	5		
相浦						68	0.01%	0	0.00%	0		0	2	2		
佐世保						575	0.05%	308	0.03%	0		2	6	8		
三角						108	0.01%	68	0.01%	0		2	0	2		
津久見						8,378	0.72%	3,445	0.34%	0		0	6	6		
佐伯						568	0.05%	1,138	0.11%	0		1	3	4		
鹿児島						3,886	0.33%	1,306	0.13%	0		5	9	14		
名瀬						293	0.03%	0	0.00%	0		3	1	4		
運天	沖縄					27	0.00%	0	0.00%	0		2	0	2		
平良						1,205	0.10%	239	0.02%	0		3	0	3		
石垣						975	0.08%	8	0.00%	0		3	0	3		
大湊	東北					6	0.00%	0	0.00%	0		1	0	1		
宮津	近畿					985	0.08%	997	0.10%	0		1	3	4		
笠岡	中国					33	0.00%	0	0.00%	0		0	1	1		
郡中	四国					7	0.00%	0	0.00%	0		0	2	2		
大牟田	九州					99	0.01%	0	0.00%	0		0	3	3		
白浦						262	0.02%	0	0.00%	0		0	2	2		
水俣						246	0.02%	274	0.03%	0		1	2	3		
地方港計	-	-	-	-	-	553,483	47.4%	473,511	46.2%	1,184	9.3%	255	588	843		
94港計	-	-	-	-	-	1,166,860	100%	1,025,330	100%	12,683	100%	624	1,056	1,680		

## 非指定港データ

非指定港名	地方運輸局	港湾法			関税法 開港 <sup>4</sup>	港則法 適用港 <sup>5</sup>	取扱貨物量 <sup>6</sup> (H13:千ト)	外貿取扱量 <sup>7</sup> (H13:千ト)	コンテナ取扱量 <sup>8</sup> (H14:千TEU)	港湾運送事 業者数 <sup>9</sup>
		特重 <sup>1</sup>	重要 <sup>2</sup>	地方 <sup>3</sup>						
石狩湾新	北海道					3,439	675	26	9	
十勝						962	248	-	2	
柏崎	北陸信越					1,000	21	-	2	
姫川						4,075	820	-	4	
常陸那珂	関東					994	159	14	8	
福井	中部					1,689	190	-	1	
浜田	中国					1,188	314	1	1	
三島川之江	四国					9,708	5,245	12	7	
志布志	九州					9,541	3,497	34	4	
中城湾	沖縄					6,228	3,447	-	3	

- 1 特定重要港湾 : 重要港湾のうち外国貿易の増進上特に重要な港湾(港湾法)
- 2 重要港湾 : 国の利害に重大な関係を有する港湾(港湾法)
- 3 地方港湾 : 重要港湾以外の港湾(港湾法)
- 4 開港 : 貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して定める港(関税法)
- 5 港則法適用港 : 港則法施行令に定められている港湾(別表第一)
- 6 取扱貨物量 : 港湾統計年報平成13年版より
- 7 外貿取扱量 : 港湾統計年報平成13年版より
- 8 コンテナ取扱量 : 港湾近代化促進協議会の集計による(外貿コンテナ取扱港)
- 9 港湾運送事業者数 : 平成14年3月末現在の事業者数

# 指定港湾一覽(平成15年4月末現在)





# 各法における港湾の定義

法律名	港湾区分	法律上の根拠	指定の基準	対象港
港湾運送事業法	港湾	政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法に基づく港の区域をいう。）をいう。（第2条第4項）	一定量の港湾運送需要量があり、事業者の乱立等による港湾運送秩序の混乱が予想される等の事情を考慮して決定されたもの。	京浜港、苫小牧港 他 計94港
	特定港湾	コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものとして政令で定めるものをいう。（第2条第5項）	我が国の外貿コンテナ取扱量の約95%を占め、コンテナ輸送を中心として内外の物流において大きな役割を担っているもの。	京浜港、神戸港 他 計9港
港湾労働法	港湾	政令で指定する港湾（その水域は、政令で定める区域とする。）をいう。（第2条第1項）	港湾の荷役量、港湾労働者の数等を考慮して、国民経済上に占める港湾の重要性及び必要な労働力の確保その他港湾労働者の雇用の安定等に関し、特別の措置を実施する必要性が高い港湾であるかといった点などを勘案して決定されたもの。	東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港 計6港
港湾法	重要港湾	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるもの。（第2条第2項）	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾	京浜港、函館港、高松港 他 計128港
	特定重要港湾	重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるもの。（第2条第2項）	開港・特定港であり、国際海上コンテナ輸送網の拠点であるか、又は必需貨物を取り扱う国際海上輸送網の拠点であること等の条件を満たしているとして決定された港湾。	京浜港、神戸港、博多港 他 計23港
	地方港湾	重要港湾以外の港湾をいう。（第2条第2項）	重要港湾以外の港湾。	計956港
港則法	港	この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。（第2条）	港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る必要があるもの。	京浜港、苫小牧港 他 計501港
	特定港	適用港であり、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、多数の船舶が出入し、特別の措置を講ずる必要性があるものとして政令で定めるものをいう。（第3条第2項）	危険物積載船舶をはじめ、多数の船舶が出入し、びょう地の指定、夜間入港の制限、泊地移動の制限、航路の航行規制、危険物積載船舶に対する規制等の特別な措置を講ずる必要のあるもの。	京浜港、苫小牧港 他 計86港

# 指定港の変遷

資料3 - 6

<b>施行年月日 (公布)</b>	昭和27年7月15日 (昭和27年6月27日)	昭和31年1月10日 (昭和30年12月1日)	昭和34年5月1日 (昭和34年4月27日)	昭和37年12月1日 (一部7月1日) (昭和37年6月20日)
<b>施行令</b>	港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令	港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令	港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令	港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令
<b>追加</b>	稚内(北海道) 両津(新潟) 宮津(京都)	蒲郡(愛知) 笠岡(岡山) 福山(広島) 名瀬(鹿児島)		苫小牧(北海道) 大湊(青森) 久慈(岩手) 石巻(宮城) 久慈(茨城) 田子の浦(静岡) 岡山(岡山) 三田尻中関(山口)
<b>変更</b>			武豊(愛知) 衣浦(愛知) 境(鳥取) 境(鳥取、島根)	堺、大阪(大阪) 大阪(大阪) 船川、秋田(秋田) 秋田船川(秋田)
<b>削除</b>				
<b>指定港計</b>	82港	86港	86港	92港

## 指定港の変遷

<b>施行年月日 (公布)</b>	昭和38年7月1日 (昭和38年6月27日)	昭和40年7月1日 (昭和40年6月22日)	昭和41年10月1日 (昭和41年9月20日)	昭和46年7月1日 (昭和46年6月1日)
<b>施行令</b>	港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令	港則法施行令の一部を改正する政令	港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令	港則施行令の一部を改正する政令
<b>追加</b>			船橋市川(千葉)	
<b>変更</b>	久慈(茨城) 日立(茨城)	岸和田(大阪) 阪南(大阪)		別府、高砂、伊保 (兵庫) 東播磨(兵庫)
<b>削除</b>				
<b>指定港計</b>	92港	92港	93港	91港

## 指定港の変遷

<b>施行年月日 (公布)</b>	昭和47年5月15日 (昭和47年4月28日)	昭和50年7月10日 (昭和50年7月2日)	昭和50年8月10日 (昭和50年7月25日)	昭和58年9月1日 (昭和58年8月30日)
<b>施行令</b>	沖縄復帰に伴う運輸省 関係政令の改正に関 する政令	港則法施行令の一部 を改正する政令	港湾運送事業法施 行令の一部を改正す る政令	港則法施行令の一 部を改正する政令
<b>追加</b>	運天(沖縄) 那覇(沖縄) 平良(沖縄) 石垣(沖縄)		鹿島(茨城) 木更津(千葉) 豊橋(愛知) 金沢(石川)	
<b>変更</b>		船橋市川、千葉(千葉) 千葉(千葉)	留萌(北海道) 留萌(北海道)	伊万里(佐賀) 伊万里 (佐賀、長崎)
<b>削除</b>			住ノ江(佐賀)	
<b>指定港計</b>	95港	94港	97港	97港

## 指定港の変遷

<b>施行年月日 (公布)</b>	昭和60年10月1日 (昭和60年7月9日)	昭和63年7月20日 (昭和63年7月12日)	平成8年10月15日 (平成8年10月9日)	平成9年10月24日 (平成9年10月17日)
<b>施行令</b>	港則法施行令の一部 を改正する政令	港則法施行令の一部 を改正する政令	港則法施行令の一部 を改正する政令	港則法施行令の一部 を改正する政令
<b>追加</b>				
<b>変更</b>	尼崎(兵庫) 尼崎西宮芦屋 (兵庫)	徳島、小松島(徳島) 徳島小松島(徳島)	水島、玉島(岡山) 水島(岡山)	豊橋、蒲郡(愛知) 三河(愛知)
<b>削除</b>				
<b>指定港計</b>	97港	96港	95港	94港

## 昭和50年「鹿島港」等追加時の基準の考え方

(港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令(昭和50年7月25日政令第219号))

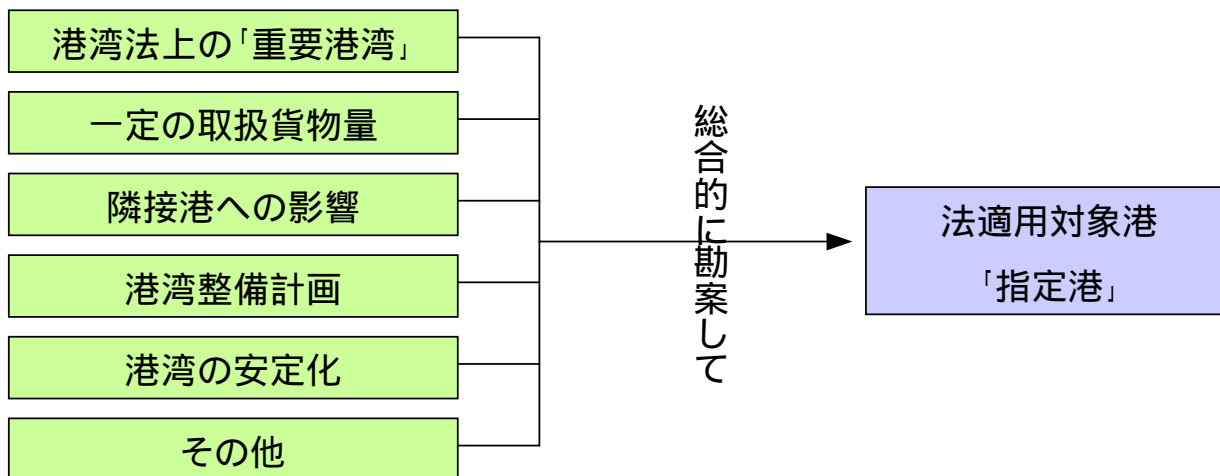
港湾運送事業法の適用を受ける港湾の指定は、港湾運送量が年間30万トン以上ある港湾又は港湾法第2条第2項の重要港湾について、当該港湾における次に掲げる事情を考慮して行うものとする。

- (1) 港湾運送貨物のうち公共埠頭において取り扱われる貨物量が相当程度あるか否か。
- (2) 事業者の乱立等による港湾運送秩序の混乱が予想されるか否か。

なお、上記の考え方から、現在の指定港のうち指定港として存続することが適当でないと思われる港湾については、港勢の推移その他の事情を勘案しつつ、今後の指定の解除について検討するものとする。

# 規制緩和に伴う法適用対象港の考え方

1. 現在の港湾運送事業法は、免許制という形態等の下で当該港における事業者の育成と秩序の安定化を図るという観点から対象港を決定しており、一方、新規参入の制限等、営業の自由を制限する要素もあることから、法適用対象港の拡大については、慎重を期してきたところである。
2. しかし、事業参入を免許制から許可制へ規制緩和を行うことにより、その規制の考え方も特定の港において新規参入を制限しながら事業者の育成と港湾秩序の安定をはかるといものから、我が国の重要な港湾において港湾運送事業という公共的な業務を行う者が当然守るべき義務を課すものにと変わるところ。法適用対象港の考え方についても、この間の港湾ごと取扱量の推移等を踏まえ、周辺の指定港との競争という観点も加味しながら、見直す方向で検討する必要がある。
3. 適用対象港の見直しを検討する場合には、例えば、港湾法上の「重要港湾」を、そのまま港湾運送事業法適用対象港(指定港)とする考え方もあるが、現在の指定港の判断基準同様、単に取扱貨物量の多寡だけではなく、周辺の指定港において現に港湾運送事業を営んでいる者に対する影響、港湾整備計画等を総合的に勘案して、指定港とすることが適切かどうか判断する必要があり、現行どおり、政令等で個別に指定する方法が適切と考えられる。
4. 一方、現在、指定港となっている港についても、その貨物取扱量が減少し、現行及び新たな基準に合致しない場合や、事業者数が極端に減少した場合等、指定港として存続することが適切でないと認められる港湾については、今後、指定の解除も含め検討することとする。



## 主な非指定港の施設整備計画の例



三島川之江港金子地区（平成19年供用開始予定）  
多目的国際コンテナターミナル（水深-14m）完成予想図